

I B 定期預金規定

1. (預金の預入れ)

- (1) この預金は、お客様が当組合のインターネットバンキングサービスを利用して、同サービス上の関連口座として登録いただいている定期預金口座に預入れるものとします。
- (2) この預金は組合員のお客様に限りご利用いただけます。
- (3) この預金で預入れできる商品は、当組合所定の定期預金商品とします。
- (4) この預金は、当組合のインターネットバンキングサービスにおけるサービス利用口座として登録いただいている普通・貯蓄預金口座または当座預金口座からの振替によってのみ預入れすることができます。
- (5) この預金は、所得税法に定める障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）はご利用いただけません。

2. (通帳、取引明細など)

- (1) この預金は、預金通帳および預金証書等を発行いたしません。この預金に係る取引明細については、インターネットバンキングサービス上で確認していただくものとします。お客様の取引明細は当組合に相当期間保存します。
- (2) お客様からご依頼がある場合、この預金に係る残高証明書もしくは取引明細書を発行します。なお、発行に際しては、当組合所定の手数料をいただきます。

3. (取引の成立)

この預金の取引は、当組合のインターネットバンキングサービスにおいてお客様ご自身がお申込み手続きを行った日の翌営業日以降で、お客様がご指定された営業日に当組合の手続きが完了した時点で成立するものとします。ただし、ご指定日にサービス利用口座のご資金が不足している場合は不成立となり、再度当組合のインターネットバンキングサービスにおいてお申込み手続きが必要となります。

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により満期日前に解約する場合には、その利息の計算は、各定期預金規定の定めによるものとします。
- (3) この預金を解約するときは、原則として、当組合のインターネットバンキングサービスにおいてお客様ご自身がお申込み手続きを行っていただくものとします。
- (4) この預金の解約を当組合のインターネットバンキングサービスにおいてお手続きいただいた場合は、お申込み手続きを行った日の翌営業日以降で、お客様がご指定された営業日に、当組合のインターネットバンキングサービスにおけるサービス利用口座として登録いただいている普通・貯蓄預金口座または当座預金口座に入金するものとします。

5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、各預金規定およびショーギンインターネットバンキング利用規定によるものとします。

以上

2024年10月21日現在